

2012年11月8日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係るコンピュータ処理について（答申）

2012年10月31日付けで諮問（第522号）された市立保育所の運営管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

現在、公立保育園（以下「保育園」という。）では、災害発生時等の非常事態において、電話以外に児童の保護者に情報を提供する手段を有していない。2011年3月に発生した東日本大震災においては、本市沿岸に大津波警報が発表され、それにより一部の保育園では、避難施設への避難を実施したが、迎えに来る保護者への連絡については、保育園だけで実施することが困難であったため、市役所からも電話連絡を実施した。

そのときの教訓をふまえ、保育園では、津波警報等が発表された場合に避難する施設を予め決め保護者に周知すると共に、災害発生時の保護者への連絡手段の多様化を図るため、「子育てメールふじさわ」を利用して避難状況等の情報配信を行うことを予定している。

このことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報

報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) システムの概要

この「子育てメールふじさわ」を利用した情報配信システム「(仮称)保育園災害メール」(以下「本システム」という。)は、大地震等発生時の児童の状況や避難の実施などの情報を、情報の提供を希望する保護者{2012年10月1日現在在園児童(1,877人)が属する世帯1,567世帯}等に対して、電子メールにより市(保育園又は保育課)が配信するものである。

現時点では次の場合などに情報提供を行う予定としている。

- ・本市で震度4以上の地震が発生した場合
- ・本市沿岸に津波警報又は大津波警報が発表された場合
- ・付近の河川の氾濫等により保育園からの避難を余儀無くされた場合

なお、本システムは、「携帯電話を活用した防犯対策システム」(2006年(平成18年)3月2日諮問,答申第175号により承認)のコンピュータシステムを利用した「子育てメールふじさわ」(2007年(平成19年)7月2日諮問,答申第263号により承認)を改修し、保護者への情報配信機能を追加するものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報について

利用者となるためには、次の項目の情報を携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてオンラインで登録する必要がある。

ア 電子メールアドレス

第三者による不正登録を防ぐ機能を備え、システム(※注1)による自動登録のみ可能とする。

※注1 登録アドレスへメールを送信し、受信できたことを確認するシステム。

イ パスワード

利用者がシステムにログインするときに用いる本人確認のためのパスワードである。半角英数字8文字以上を想定している。

ウ 保育園に通う児童に関する情報

(ア) 児童の氏名

児童が通園している保育園の情報を、保護者に的確に配信するため必要になる。

(イ) 児童の生年月日

児童の生年月日を入力することにより、保育園を卒園する時期(満6歳となった最初の4月1日)を把握し、そのときに自動的にメール配信を停止させるようにするため必要になる。

(ウ) 児童の通園する保育園名

上記(ア)と同様に児童が通園している保育園の情報を、保護者に的確に

配信するため必要になる。

(エ) 児童と登録者との続柄

本システムに関しては、1人の児童に対し、両親や祖父母等複数名の登録が想定される。当該児童の保護者が登録しているのかどうかを確認するため、当該児童と利用者（登録者）との関係を予め決めた項目より選択してもらうようにする。項目は、「親・祖父母・その他」の3つを想定している。

これら4つの児童に関する情報により、1人の児童に対し複数の保護者などの登録があった場合であっても、児童のカバー率を統計として得ることが可能になる。

(4) コンピュータ処理の必要性について

本システムは、災害発生時等において、それぞれの保育園の児童の状況や避難の実施などの情報を対象となる利用者に迅速に伝達することを目的としており、そのためにコンピュータ処理をする必要がある。

(5) 安全対策について

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である保育課は、操作者を保育課職員及び保育園職員に限定し、ID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ メール配信サーバの維持管理については、子育て支援課において既に「子育てメールふじさわシステム」ソフトウェア保守管理業務委託契約を締結しており、それによりメール配信業者が条例に基づき保護措置を講ずることとしている。

また、サーバが設置されている部屋へ入室する場合には、事前に許可申請をすることとなっており、生体認証（網膜）により入室することとなっている。サーバ自体にもセキュリティソフト及びファイアウォールが設置されている。

エ その他

登録により収集する個人情報は、条例を遵守するとともに、本システムの利用については、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」を遵守し、「保育園災害メール利用規約」を定め、個人情報保護に努める。

また、登録された個人情報の保存期間は、対象となる児童が卒園するまでとする。

- (6) 実施年月日
2012年（平成24年）12月1日以降
- (7) 提出資料
- 資料1 契約書表紙（案）
 - 資料2 子育てメールふじさわシステム機能追加業務委託仕様書（案）
 - 資料3 データの保護及び秘密の保持に関する仕様書（案）
 - 資料4 「保育園災害メール」利用規約（案）
 - 資料5 保育園災害メールプライバシーに関する考え方（プライバシーポリシー）について（案）
 - 資料6 「保育園災害メール」イメージ図
 - 資料7 個人情報取扱事務届出書
 - 資料8 「子育てメールふじさわシステム」ソフトウェア保守管理業務委託契約書（写）
 - 資料9 「子育てメールふじさわシステム」ソフトウェア保守管理業務委託仕様書（写）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をすることとするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

本システムは、災害発生時等において、それぞれの保育園の児童の状況や避難の実施などの情報を対象となる利用者に迅速に伝達することを目的としており、そのためにコンピュータ処理をする必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる。）により暗号化されてサーバに送信されるため、セキュリティが確保される。

イ システム管理者である保育課は、操作者を保育課職員及び保育園職員に限定し、ID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

ウ メール配信サーバの維持管理については、子育て支援課において既に「子

育てメールふじさわシステム」ソフトウェア保守管理業務委託契約を締結しており、それによりメール配信業者が条例に基づき保護措置を講ずることとしている。

また、サーバが設置されている部屋へ入室する場合には、事前に許可申請をすることとなっており、生体認証（網膜）により入室することとなっている。サーバ自体にもセキュリティソフト及びファイアーウォールが設置されている。

エ その他

登録により収集する個人情報は、条例を遵守するとともに、本システムの利用については、「藤沢市コンピュータシステム管理運用規程」を遵守し、「保育園災害メール利用規約」を定め、個人情報保護に努める。

また、登録された個人情報の保存期間は、対象となる児童が卒園するまでとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認めらる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上